

令和5年3月定例会議

建設水道常任委員会資料

I 議案第43号

福島市水道局企業職員の給与の種類及び基準を定める条例等の一部を改正する条例制定の件

II 議案第17号

令和4年度福島市水道事業会計補正予算（第5号）

水道局

I 議案第43号 福島市水道局企業職員の給与の種類及び基準を定める条例等の一部を改正する条例制定の件

1 条例（一部改正）の趣旨

福島市職員の修学部分休業条例及び福島市職員の自己啓発等休業条例の制定等に合わせ、必要な措置を講じるため、所要の改正を行うもの。

2 主な改正内容

(1) 休業取得時の給与の取扱いを規定

- | | |
|----------|--------------|
| ①修学部分休業 | 部分休業時間分を減額する |
| ②自己啓発等休業 | 休業期間は支給しない |
| ③配偶者同行休業 | 休業期間は支給しない |

※導入する各制度内容については、市長部局と同様。

3 条例の施行年月日

令和5年4月1日（ただし、上記①については公布の日）

4 新旧対照表

福島市水道局企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例（改正内容②及び③）

改正後	改正前
<p><u>（自己啓発等休業の承認を受けた職員の給与）</u> 第16条の3 法第26条の5第1項の承認を受けた職員には、自己啓発等休業をしている期間については、給与を支給しない。</p> <p><u>（配偶者同行休業の承認を受けた職員の給与）</u> 第16条の4 法第26条の6第1項の承認を受けた職員には、配偶者同行休業をしている期間については、給与を支給しない。</p>	

福島市水道局企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例（改正内容①）

改正後	改正前
<p>（給与の減額） 第14条（略） 2（略） 3 職員が修学部分休業（当該職員が福島市職員の修学部分休業に関する条例（令和5年条例第 号）第2条第2項で定める教育施設における修学のため、1週間の勤務時間の一部について勤務しないことをいう。）又は高年齢職員部分休業（当該職員が55歳に達した日以降の日で当該申請において示した日から当該職員に係る定年退職日（福島市職員の定年等に関する条例（昭和59年条例第27号）第2条に規定する定年退職日をいう。）までの期間中、1週間の勤務時間の一部について勤務しないことをいう。）の承認を受けて勤務しない場合には、第1項の規定にかかわらず、その勤務しない全時間について1時間につき、勤務1時間当たりの給料及び水道事業管理者が指定する手当の額を減額した給与を支給する。</p>	<p>（給与の減額） 第14条（略） 2（略） 3 職員が高年齢職員部分休業（当該職員が55歳に達した日以降の日で当該申請において示した日から当該職員に係る定年退職日（福島市職員の定年等に関する条例（昭和59年条例第27号）第2条に規定する定年退職日をいう。）までの期間中、1週間の勤務時間の一部について勤務しないことをいう。）の承認を受けて勤務しない場合には、第1項の規定にかかわらず、その勤務しない全時間について1時間につき、勤務1時間当たりの給料及び水道事業管理者が指定する手当の額を減額した給与を支給する。</p>

Ⅱ 議案第17号 令和4年度 福島市水道事業会計補正予算（第5号）

1 予算額補正

(1) 収益的収支

① 支出

(単位 千円 税込)

項目	補正額	主な補正理由
1 配水及び給水費	△ 155,881	執行見込による増減
2 資産減耗費	△ 411,703	執行見込による減
3 支払利息及び企業債取扱諸費	△ 5,789	執行見込による減
4 消費税	80,682	執行見込による増
計	△ 492,691	

(2) 資本的収支

① 収入

(単位 千円 税込)

項目	補正額	主な補正理由
1 工事負担金	△ 17,921	執行見込による減
計	△ 17,921	

② 支出

(単位 千円 税込)

項目	補正額	主な補正理由
1 建設改良費	△ 40,728	執行見込による減
2 固定資産購入費	△ 20,031	執行見込による減
3 老朽管更新事業費	△ 56,100	執行見込による減
4 企業債償還金	△ 17,057	執行見込による減
計	△ 133,916	

2 収益的収支及び資本的収支の状況

(1) 収益的収支

(単位 千円 税込)

科目	現計予算	補正額	補正後の額
(款) 水道事業収益	7,741,721	—	7,741,721
(款) 水道事業費用	7,736,665	△ 492,691	7,243,974
(項) 営業費用	7,476,578	△ 567,584	6,908,994
(目) 配水及び給水費	1,778,250	△ 155,881	1,622,369
(目) 資産減耗費	515,261	△ 411,703	103,558
(項) 営業外費用	223,856	74,893	298,749
(目) 支払利息及び企業債取扱諸費	172,211	△ 5,789	166,422
(目) 消費税	51,645	80,682	132,327
純利益	5,056	492,691	497,747

(2) 資本的収支

(単位 千円 税込)

科目	現計予算	補正額	補正後の額
(款) 資本的収入	1,353,257	△ 17,921	1,335,336
(項) 負担金	82,679	△ 17,921	64,758
(目) 工事負担金	82,679	△ 17,921	64,758
(款) 資本的支出	3,251,206	△ 133,916	3,117,290
(項) 建設改良費	2,017,400	△ 116,859	1,900,541
(目) 建設改良費	834,059	△ 40,728	793,331
(目) 固定資産購入費	34,966	△ 20,031	14,935
(目) 老朽管更新事業費	1,148,375	△ 56,100	1,092,275
(項) (目) 企業債償還金	1,219,962	△ 17,057	1,202,905
資本的収支不足額	△ 1,897,949	△ 115,995	△ 1,781,954

3 継続費補正（その1）

今回の継続費補正は、摺上川水管橋架替工事における資材高騰等に伴い継続費の総額及び年割額を変更するものです。

①事業名

摺上川水管橋架替工事

②事業概要

老朽管更新計画に基づき、老朽化した摺上川水管橋を更新するものです。

③補正理由

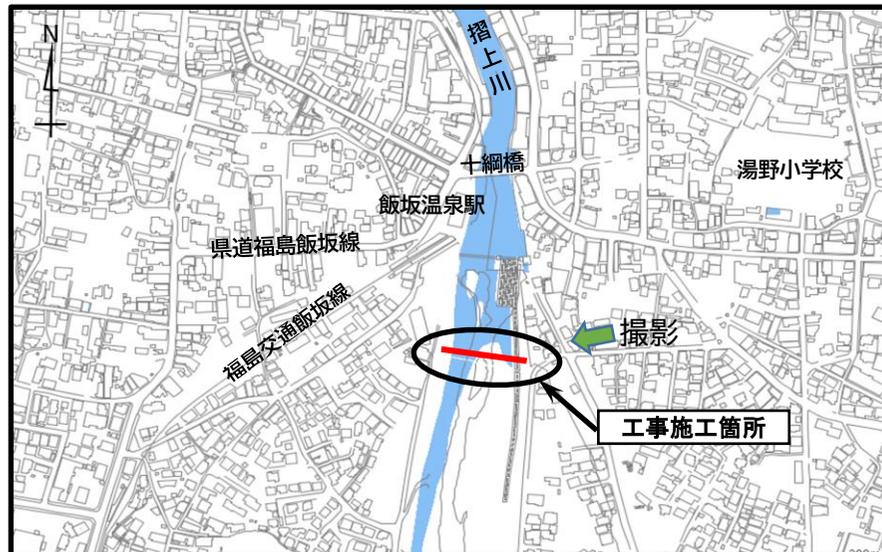
鋼材を中心とした資材高騰の影響により水管橋上部工の製作費用等が増加したほか、現場状況により仮締切工（矢板打込み）の施工工程に変更が生じたことから、総額及び年割額を変更するものです。

④補正内容

継続費の総額を544,379千円とし、年割額を令和3年度67,826千円、令和4年度40,942千円、令和5年度341,242千円、令和6年度94,369千円に見直すものです。

（単位 千円）

款	項	事業名	変更前			変更後		
			総額	年度	年割額	総額	年度	年割額
1 資本的支出	1 建設改良費	摺上川水管橋架替工事	456,379	令和2年度	—	544,379	令和2年度	—
				令和3年度	67,826		令和3年度	67,826
				令和4年度	40,942		令和4年度	40,942
				令和5年度	253,242		令和5年度	341,242
				令和6年度	94,369		令和6年度	94,369



継続費補正（その2）

今回の継続費補正は、基幹管路耐震化事業における工法変更等に伴い継続費の総額、期間及び年割額を変更するものです。

①事業名

基幹管路耐震化事業 ※P2橋脚とP3橋脚の耐震補強工事は分割して発注する。

②事業概要

水道施設耐震化基本計画に基づき、阿武隈川水管橋下部工の耐震補強工事を行うものです。

③補正理由

非出水期内（11月～5月）の確実な工事完了のため、仮締切工（矢板打込み）において施工ヤード拡張及び仮設工法を変更したほか、補助工法を追加したことから、全体計画を見直し、総額、期間及び年割額を変更するものです。

④補正内容

継続費の総額を551,909千円とするとともに、期間を令和7年度までとし、年割額を令和4年度152,682千円、令和5年度54,336千円、令和6年度313,885千円、令和7年度31,006千円に見直すものです。

（単位 千円）

款	項	事業名	変更前			変更後		
			総額	年度	年割額	総額	年度	年割額
1 資本的支出	1 建設改良費	基幹管路耐震化事業	386,852	令和4年度	152,682	551,909	令和4年度	152,682
				令和5年度	181,217		令和5年度	54,336
				令和6年度	52,953		令和6年度	313,885
				—	—		令和7年度	31,006

